

名称	ユネスコホームランド
所在地	上山口1880-8他
認可年月日	平成18年12月22日
期間満了日	令和8年12月21日
区域面積	20,971.73㎡
区画数	114
用途地域	第1種低層住居専用地域,無指定
協定事項	<p>(1) 建築物の敷地は、協定締結時の別添区域図に示す区画とし、敷地の分割はできないものとする。ただし隣接した2区画を1区画に統合する場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 1戸建の専用住宅とする。ただし、兼用住宅については建築物の延べ面積の2分の1以上が居住の用に供され、かつ兼用の用途が次に掲げる用途の1に限り建築することができる。</p> <p>(a) 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p>(b) 事務所</p> <p>(c) 診療所</p> <p>(d) 学習塾、華道教室、書道教室その他これらに類する施設</p> <p>(3) 階数は、地階を除き2以下とする。</p> <p>(4) 建築物の高さは、地盤面から10mを超えないものとする。</p> <p>(5) 敷地の地盤面の高さは協定締結時の高さとし、原則としてこれを変更してはならない。</p> <p>(6) 地盤面から建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じた数値に5mを加えた数値以下の高さとする。</p> <p>(7) 建ぺい率は10分の5以下とする。</p> <p>(8) 容積率は10分の8以下とする。</p> <p>(9) 外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線及び道路境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、車庫、物置等簡易なものにあつてはこの限りではない。</p> <p>(10) 敷地の境界圍障の高さは通風及び採光を考慮し生垣又はフェンス等にあつては1.8m以下とする。ただし、ブロック積及び石積等にあつては1.5m以下とする。</p>

ユネスコホームランド

